一七四　円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　三
一七五　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一一　三
一七六　カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際労働機関との間の書簡の交換に関する件　一一　三
一七七　円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　三
一七八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一一　特25　六
一七九　カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一一　三
一八〇　カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件　一五　四

一八一　タクマウ上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一八二　電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一八三　カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク―オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一八四　南部地域における中核病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一八五　キルギス共和国内閣に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　一八　五
一八六　カザフスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　一
一八七　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　一
一八八　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　二

一八九　ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　三
一九〇　スーダン共和国におけるリバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　二七　三
一九一　サントメ・プリンシペ民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二七　三
一九二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二七　特27　二
一九三　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二八　118　五
一三〇　**○財務省**　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件　七　六
一三一―一三七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　104　一三
一三八―一四〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　104　一八
一四一―一四三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　104　二〇

一四四―一四六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一四　二
一四七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一四　四
一四八―一四九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一四　四
一五〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一四　五
一五一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二二　七
○財務省、厚生労働省、農林水産省
一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件　二九　119　一〇六
一六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二九　119　一〇三
一七　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　二